

住居確保給付金(転居費用補助) 申請時提出書類チェックリスト

※1～5は原本、5～10は写しをご提出ください。

番号	項目	チェック
1	・生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (様式1-1)	<input type="checkbox"/>
2	・住居確保給付金申請時確認書 (様式1-2A) ※求職番号を記載すること	<input type="checkbox"/>
3	・相談受付・申込票	<input type="checkbox"/>
4	・住居確保給付金要転居証明書(様式10)	<input type="checkbox"/>
5	【家主または不動産媒介業者等へ記入を依頼する書類】 ・「入居予定住宅に関する状況通知書」(様式2-2) ※月額家賃には、共益費等を含めないこと	<input type="checkbox"/>
6	・本人確認資料 ※顔写真のない場合は2つ必要 運転免許証(両面)、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本の写し 等 ※賃貸契約書上の住所と同じ住所のもの	<input type="checkbox"/>
7	・収入減少前と収入減少後の収入がわかる書類 <被雇用者(会社員・派遣)等の場合> ①給与明細書、賃金明細書 ※減収前と減収後がわかるもの ※総収入額から交通費のみ控除 ②給与明細等用意できない場合、預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ <自営業・フリーランス等の場合> 報酬明細書、売上票等帳簿、確定申告書等※減収前と減収後がわかるもの ※経費を控除後の金額を収入として月額算定 <世帯員の死亡等の場合> 世帯収入の減少前と現在の世帯収入が比較できる書類(通帳の写し等) 上記に加え、下記給付を受けている方 【年金受給中の場合】 「年金振込通知書(はがき)」 ※介護保険料等を控除する前の金額(1月あたり)を収入として算定 【失業給付受給中の場合】 「雇用保険受給資格者証」 【その他の定期的な公的給付受給中の場合】 「各種支給決定通知書」、「当該収入の振込の記帳」等	<input type="checkbox"/>
8	・申請月から2年以内に離職等があったことがわかる書類 <被雇用者(会社員・派遣)等の場合> 離職を証する書類(写し):「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険受給資格者証」、「退職辞令」、「雇用保険被保険者資格喪失届」、「離職証明書」、「解雇通知書」 等 休業関係の書類(写し):疾病、負傷、育児その他の事情により休業、休職した事実を証明することができる、医師の証明書その他の書類 <自営業・フリーランス等の場合> 廃業の場合:「廃業届」など、廃業を証する書類の写し 減収の場合:自己の責によらず収入を得る機会が減少したことが証明できる書類の写し ※経費を控除後の金額を収入として月額算定 <世帯員の死亡等の場合> 世帯員が減少した事実を証明できる書類の写し	<input type="checkbox"/>
9	・資産関係書類(世帯全員分) 所有する口座の預金通帳、債券、株式、投資信託、暗号資産の残高証明 (通帳の場合は、表紙と裏表紙、直近3ヵ月分の取引明細部分の写し) ※ネットバンクも同様、取引内容が確認できる画面等を印刷したもの ※直近で記帳すること ※おまとめ記帳は、その明細が分かるものを追加	<input type="checkbox"/>
10	・現在の家賃額等が確認できる書類 ①賃貸の場合:賃貸借契約書の写し ②持家の場合:住居の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>